

本書ノ大キサ國定規格A5判

鳥取縣公報

縣
令

昭和十五年七月二十六日
號
外
金曜日

◆鳥取縣令第五十二號

昭和十五年五月鳥取縣令第四十號米穀ノ調査ニ關スル件中左ノ通改正ス

昭和十五年七月二十六日

鳥取縣知事 副見喬雄

第一條 米穀調査ノ期日、區域並ニ申告義務者ノ指定アリタルトキハ米穀ノ所有、占有又ハ消費ニ
關スル申告書（第一號様式）ヲ作成シ調査期日後三日以内ニ居住地市町村長ニ提出ベシ
第三條中「及十五日」ヲ「、十日及二十日」ニ、「及所轄警察署長」ヲ「、所轄警察署長及所在地市
町村長」ニ改ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附

則

◆鳥取縣令第五十三號
學生生徒青年團員等ノ集團勤勞作業ニ依ル食糧增產施設實施ノタメ森林法施行細則第三十二條第一

號ノ規定ニ依リ火入ヲ爲ス場合申請書ノ提出期限ハ第三十四條第一號ノ規定ニ不拘昭和十五年ニ限
リ八月二十日トス

昭和十五年七月二十六日

鳥取縣知事 副 見 番 雄

告 示

◆鳥取縣告示第五百五十六號
鳥取縣米穀臨時應急措置ニ關スル要綱左ノ通リ定ム

昭和十五年七月二十六日

鳥取縣知事 副 見 番 雄

鳥取縣米穀臨時應急措置ニ關スル要綱

- 第一 米穀ノ配給統制ハ本要綱ノ定ムル所ニ依ル
- 第二 米穀ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀ノ出荷ハ其ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ統制ニ從ヒ之ヲ爲スモノトス
- 第三 販賣組合又ハ農業倉庫業者ニ非ザレバ米穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀ヲ買受ケ(本要綱實施前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ル、場合ヲ含ム)又ハ販賣ノ委託ヲ受クルコトヲ得ズ但シ知事ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ非ズ

- 販賣組合又ハ農業倉庫業者ガ米穀ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケントスルトキハ米穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ出荷統制ニ依ルベシ
- 第四 販賣組合若クハ農業倉庫業者ガ買受又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀ハ保證責任鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會(以下單ニ縣產聯ト稱ス)ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スノ外之ガ處理ヲ爲スコトヲ得ズ但シ其ノ所在地市町村長フ幹旋ニ依リ當該市町村ノ區域内ニ於テ米穀小賣業者ニ販賣シ又ハ販賣組合ガ當該組合ノ事業トシテ配給スル場合ハ此ノ限ニ非ズ
- 第五 縣產聯ガ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀ハ知事ノ指示ニ從ヒ政府ニ賣渡シ米穀商業組合員ニ販賣シ若クハ購買事業ヲ行フ產業組合ニ配給スルノ外之ガ處理ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第六 市町村長必要アリト認ムルトキハ豫メ市町村食糧需給調整協議會ニ諮問ノ上知事ニ對シ配給幹旋ノ申出ヲ爲スコトヲ得
- 第七 市町村長必要アリト認ムルトキハ其ノ管内米穀取扱業者販賣組合又ハ農業倉庫業者等ヨリ米穀ノ配給ニ關シ所要ノ報告ヲ徵スルコトヲ得
- 第八 米穀ハ之ヲ縣外ニ搬出スルコトヲ得ズ但シ二斗未満ノ小口ニシテ所轄警察署長ノ證明ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ非ズ
- 第九 政府ヨリ拂下ゲラ受ケタル米穀ハ之ヲ拂下地市町村外ニ搬出スルコトヲ得ズ
- 第十 本綱領ハ告示ノ日ヨリ昭和十五年十一月末日迄之ヲ實施スルモノトス